

**「食都神戸」プロモーション事業にかかる業務委託  
実施要領（公募型プロポーザル）**

**1 案件名称**

「食都神戸」プロモーション事業にかかる業務委託

**2 業務の趣旨**

海と山に面し豊かな自然に囲まれた神戸は、都市と農村・漁場が近く、質の高い農水産物が生産されていることに加え、開港以来港町として繁栄してきたことで、独自で多様な食文化が醸成された「食の都」である。

首都圏等において、「神戸の食文化」を発信することで、「食都神戸」の認知度向上を図るとともに、「食」を契機として今後の神戸への誘客を促進する。

なお、「神戸の食文化」を発信するうえで、情報発信するコンテンツとして知名度の高い「神戸ビーフ」「日本酒（灘五郷）」「スイーツ」の3つは必ず取り上げることとする。

**3 業務内容に関する事項**

(1) 業務内容

別紙「仕様書」のとおり

(2) 事業規模（契約上限額）

金25,000,000円（消費税含む）

(3) 契約期間

契約締結日～令和5年1月31日

(4) 履行場所

首都圏における主要駅・商業施設等

(5) 費用分担

受注者が業務を遂行するにあたり必要となる経費は、契約金額に含まれるものとし、市は、契約金額以外の費用を負担しない。

**4 契約に関する事項**

(1) 契約の方法

神戸市契約規則の規定に基づき、委託契約を締結する。契約内容は本市と協議のうえ、仕様書及び企画提案書に基づき決定する。

なお、契約の締結に際し、万一、応募書類の記載内容に虚偽の内容があった場合は、契約締結をしないことがある。

(2) 委託料の支払い

業務完了後、本市の検査を経て、受注者の請求に基づき支払うこととする。

(3) 契約書案

別紙（頭書及び委託契約約款）参照

#### (4) その他

契約締結後、当該契約の履行期間中に受注者が神戸市契約事務等からの暴力団等の排除に関する要綱に基づく除外措置を受けたときは、契約の解除を行う。

### 5 応募資格、必要な資格・許認可等

次に掲げる条件のすべてに該当しないこと。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当するもの
- (2) 破産法（平成16年法律第75号）第18条もしくは第19条の規定により破産手続き開始の申立てがなされているもの
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更生手続き開始の申立てがなされているもの
- (4) 民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による再生手続き開始の申立てがなされているもの
- (5) 国税（法人税及び消費税）及び地方税を滞納しているもの
- (6) 神戸市指名停止基準要綱（平成6年6月15日市長決定）に基づく指名停止の措置を受けているもの
- (7) 神戸市契約事務等からの暴力団等の排除に関する要綱（平成22年5月26日市長決定）に基づく暴力団等に該当するもの
- (8) 代表者及び役員に破産者又は禁固以上の刑に処されている者がいる法人

### 6 スケジュール

- |                   |              |
|-------------------|--------------|
| (1) 公募開始          | 令和4年5月27日（金） |
| (2) 参加申請関係書類の提出期限 | 令和4年6月7日（火）  |
| (3) 参加資格決定通知      | 令和4年6月10日（金） |
| (4) 質問受付締切        | 令和4年6月17日（金） |
| (5) 質問に対する回答      | 令和4年6月24日（金） |
| (6) 企画提案書の提出期限    | 令和4年6月30日（木） |
| (7) プレゼンテーション     | 令和4年7月上旬（予定） |
| (8) 選考結果通知        | 令和4年7月上旬（予定） |

### 7 応募手続き等に関する事項

#### (1) 参加申請手続き及び参加資格決定通知

##### ① 受付期間

令和4年5月27日（金）から令和4年6月7日（火）17時まで

持参による場合は、神戸市の休日を定める条例（平成3年3月条例第28号）第2条第1項各号に掲げる本市の休日を除く 午前9時～正午、午後1時～午後5時

##### ② 提出書類

ア 応募申込書（様式1）

イ 事業者概要書（様式2）

ウ 誓約書（様式3）

※神戸市入札参加資格者として登録のないものが応募する場合は、「法人登記簿謄本（又は登記事項全部証明書）」、「納税証明書（国税及び地方税）」及び「神戸市契約等からの暴力団関係排除に係る誓約書」を提出すること。

③ 提出部数

各1部

④ 提出場所

神戸市経済観光局観光企画課

⑤ 参加資格決定通知

令和4年6月10日（金）にメールにより通知する。

(2) 質問の受付

① 受付期間

参加資格決定の通知日から令和4年6月17日（金）17時まで

② 提出方法

別紙「質問票（様式4）」に記載し、後述の「10 提出先・連絡先」に記載のメールアドレス宛に電子メールにより提出すること。

なお、件名は「食都神戸プロモーション（質問票送付）」とすること

③ 回答

参加者全者に対して、令和4年6月24日（金）に電子メールにより回答する。回答内容は実施要領及び業務仕様書を補足する効力を持つものとする。

(3) 企画提案書の提出

① 企画提案書は、A4版の任意様式（表紙：様式5）とする。

② 企画提案書の枚数は、表紙・目次を除き20ページ以内とする。

③ 企画提案書の必須記載項目は、以下のとおりとする。

ア 本業務に対する考え方、実施方針

イ 提案のセールスポイント

ウ 本業務の実施方法、手法等

エ 全体プロモーション戦略

オ 動画制作における「食都神戸」の認知度向上に対する工夫

カ ターゲットごとのプロモーション手法

キ 首都圏におけるプロモーション拠点（主要駅・商業施設等）

ク 本業務にかかる実施体制・スケジュール

ケ 類似業務実績

コ 提案見積と積算根拠

④ 受付期間

令和4年6月24日（金）～令和4年6月30日（木）17時まで

持参による場合は、神戸市の休日定める条例（平成3年3月条例第28号）第2条第1項各号に掲げる本市の休日を除く 午前9時～正午、午後1時～午後5時

⑤ 提出部数

正本1部・副本7部及び電子データ（CD-R（PDF））

※正本は、社名入りの表紙をつけること。副本は、提案者が特定できないよう、すべてのページにおいて、社名及び社名を類推させるロゴ等を一切記載しないこと。

⑥ 提出場所

神戸市経済観光局観光企画課

## 8 選定に関する事項

### (1) 選定基準

本事業の趣旨に沿った提案であることを前提とした上で、提案書における以下の記載内容を踏まえて選考する。

評価項目	評価ポイント	配点
実施体制・スケジュール	・実施体制の役割分担は明確か ・緊急時の連絡体制は十分確保できているか ・計画的な事業スケジュールとなっているか	10
業務目的及び内容の理解度	・業務目的及び内容を適切に理解しているか	10
戦略性・説得性	・全体を通して戦略性のある提案となっているか （リアル〈駅などの拠点〉とデジタル〈Web・SNS等〉の手法の組み合わせなど） ・ターゲット設定は妥当か ・提案内容は説得力があるか	30
実現可能性と効果	・提案内容は具体的なものとなっているか ・「食都神戸」の認知度向上に効果的か ・食を通じた神戸への誘客につながるか ・インバウンドの誘客効果が見込めるか	40
地元企業の受注機会	・地元企業もしくは準地元企業（本社が市内にないが、支店等が市内にある企業）であるか	10
計		100

### (2) 選定方法

① 選定委員は、審査基準に沿って企画提案書の審査を行う。

② プレゼンテーション

ア 開催日 令和4年7月上旬（予定）

イ 場所 神戸市経済観光局観光企画課会議室、または、オンラインによる

ウ 内容 企画提案書等によるプレゼンテーション及び質疑応答（30分程度）

③ 審査の結果、選考委員の全体評価点の合計が最も高い事業者を選考する。なお、評価点が最も高い事業者が複数いる場合は、「実現可能性と効果」（評価項目）の得点が高い方とする。

- ④ 50点を最低点とし、50点未満の事業者は失格とする。
- ⑤ 応募者が多数の時は、提出された企画提案書等を事前審査し、プレゼンテーション審査へ進める応募者を5組程度まで選考する場合がある。

### (3) 失格事由

次のいずれかに該当した場合は、選定対象から除外する。

- ① 選定委員に対して、直接、間接を問わず、故意に接触を求めること
- ② 他の参加者と企画提案の内容またはその意思について相談を行うこと
- ③ 事業者選定終了までの間に、他の参加者に対して企画提案の内容を意図的に開示すること
- ④ 提出書類に虚偽の記載を行うこと
- ⑤ その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行うこと

### (4) 選定結果の通知及び公表

評価結果及び選定結果は決定後速やかに、全ての参加者に通知し、また、本市ホームページに掲載する。

## 9 その他

### (1) 提案に要する費用、条件等

- ① 企画提案書の作成に要する費用は、参加者の負担とする。
- ② 採用された企画提案書は、神戸市情報公開条例に基づき、非公開情報（個人情報、法人の正当な利益を害する情報等）を除いて、情報公開の対象となる。
- ③ すべての企画提案書は返却しない。
- ④ 提出された企画提案書は、審査・業者選定の用以外に応募者に無断で使用しない（神戸市情報公開条例に基づく公開を除く）。
- ⑤ 期限後の提出、差し替え等は認めない。
- ⑥ 参加申請後に神戸市指名停止基準要綱に基づく指名停止又は神戸市契約事務等からの暴力団等の排除に関する要綱に基づく除外措置を受けた者の公募型プロポーザル参加は無効とする。

## 10 提出先、問い合わせ先

〒651-0087 神戸市中央区御幸通6-1-12 三宮ビル東館9階

神戸市経済観光局観光企画課 担当 緒方・柳生

電話番号：078-984-0361

E メールアドレス：akihiko\_ogata@office.city.kobe.lg.jp